

新宿区マンション管理相談員派遣のご案内

あなたのマンションは大丈夫?



マンション管理の専門家を無料で派遣します

マンションの良好な居住環境を長く保つためには、 マンションの定期的な修繕を行うなど適切な管理が必要です

マンション管理のこんな課題・悩みはありませんか

管理組合の管理規約
や使用規則の内容が
現状に合っていない

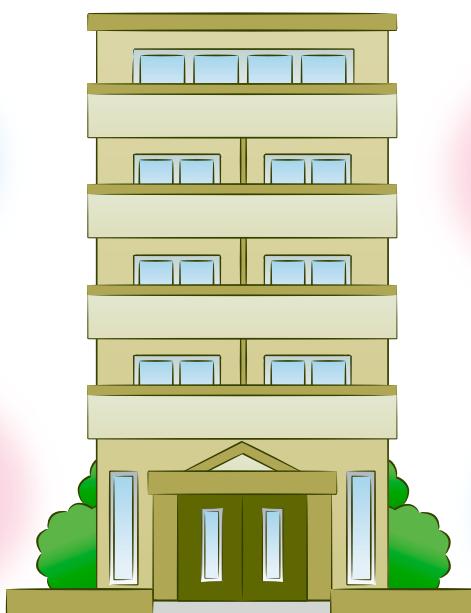
管理組合を機能させ
たいがどうしたら良
いか分からぬ

適正な総会ができる
いるか外部の専門家
に見てもらいたい

大規模修繕工事の進め
方について専門家にア
ドバイスしてもらいたい

修繕積立金が計画的
に積み立てられてい
ない

管理組合の理事会・
総会が定期的に開か
れていない



管理費や修繕積立金
の滞納がある

管理組合の役員の
なり手不足に悩ん
でいる



ぜひマンション管理相談員派遣を
ご利用ください！



新宿区内にある分譲マンションの管理組合や賃貸マンションの所有者などを対象に、総会・理事会・各種専門委員会など区分所有者の方が集まる場などへ、無料で専門家を派遣します。

管理組合の運営や建物の維持管理などへの関心を高め、問題解決につなげていくために、ぜひ、ご活用ください。



Q1 派遣の対象を教えてください

A

区内にある分譲マンションの管理組合や賃貸マンションの所有者です。

分譲マンションの場合は、管理組合の理事会の決定を経て、理事長名で申請してください。管理組合設立前などで管理組合がない場合は、区分所有者の概ね5分の1以上で議決権の概ね5分の1以上の区分所有者の連名により申請することができます。

Q2 どのような場に派遣してもらうことができますか

A

多数の区分所有者の方が集まる場などです（例：総会、理事会、専門委員会など）。

Q3 派遣される新宿区マンション管理相談員とはどのような人ですか

A

マンション管理士や一級建築士、建築設備士、弁護士などの資格を持ち、区の委嘱を受けた専門家です。

Q4 派遣を受けられる時間はどのくらいですか

A

1回あたり2時間です。

Q5 何回まで派遣を受けることができますか

A

1年度につき同一マンションで3回までです。ただし、区長が特に必要と認めたときは3回に限らず派遣を受けることができます。

Q6 費用はかかりますか

A

無料です。

Q7

派遣を受けることができるのはどういう相談ですか

A

以下のような相談の時に派遣を受けることができます。

- ・管理組合の設立、運営、管理規約などに関する相談
- ・管理費、修繕積立金などの財務に関する相談
- ・管理委託契約などの契約に関する相談
- ・修繕計画の作成や修繕積立金などの設定に関する相談
- ・大規模修繕計画ならびに長期修繕計画の作成および見直しにあたっての相談 など

Q8

派遣の対象外となることはありますか

A

派遣するマンション管理相談員は以下のようない業務を行いません。

- ・耐震診断、測定器などを使用した建物の精密測定、劣化診断・調査
- ・大規模修繕計画の作成、長期修繕計画の作成、修繕工事等の設計
- ・管理規約の作成、見積書等の比較検討
- ・工事および維持管理業務の受注および発注ならびに業者の紹介
- ・居住者間および居住者・近隣住民間の紛争解決および権利調整 など

派遣の流れ

申請

- ・派遣希望日の2週間前までに「派遣申請書」を区へ提出してください。

審査・決定

- ・区は、派遣が適当であるか審査した後、「派遣決定通知書」または「派遣不承認通知書」を送付し、審査結果を通知します。

派遣

- ・派遣終了後、相談員の持参する「派遣業務報告書」に署名・捺印をしてください。

〈申請・問合せ先〉 新宿区都市計画部住宅課居住支援係 ☎ 5273-3567 (直通)
FAX 3204-2386
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 (本庁舎7階)
〈住宅課ホームページアドレス〉 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/soshiki/401500jutaku.html>